

新選憲法秘録

寅

73
3348
3



門 7 卷 3
番 9.348
巻 3



新選憲法秘録寅

一 海防紀方之部

一 如公事 全公事 互列之事

二 手社之出入手社所出者出方之事

三 手社檢驗者海防紀方之事

四 手社出海之事

五 海防紀方之形教之事

六 代交配地領全支配所之相互取捨合之市販中事

七 貸金展出入海防紀之事

八 金手信文山との病死者澄人五子取出者事

九 澄人をおと取出者事

氏遊愛之記



海防紀方系早下系見合

- 十 欠為 貸し小札相續人をおり取ら者事
- 十一 同上く右を相取ぬる事
- 十二 海保人既分札方事
- 十三 仲々同事出入海物事
- 十四 持事美富子家留出入事 海保四系見合
- 十五 用忍水堤小出入と指落打御出入一紙預め海物事
- 十六 関印海科私帳未交惣代及及出海物事
- 十七 海物同帳と懸念を双方同時預出の節事
- 十八 海物文帳と返言而付書、吟味とあり改平事
- 十九 權多と百姓と一紙におり取ら海物事 海保四系見合
- 二十 食賣女久原小札海物事

- 廿一 貨物出入海物事
- 廿二 小札出入海物事
- 廿三 小札百姓小札事清事
- 廿四 貨物不取小札海物事
- 廿五 百姓家札出入事
- 廿六 小札家札出入事
- 廿七 貨物出入借入病死論人をおり取ら事
- 廿八 店民貸入事
- 廿九 奇社強盗事 貸金海物事
- 三十 茶屋心 風皮事
- 卅一 相列孫倉馬度事 証書事

- 八 麻省出入内流石斗方之事
- 九 寺院社人修築木以味公借方之事
- 十 女房雜務中出坐之男中女中相方之事
- 十一 丈取女房之居坐之居所中女房縁付月取之事
- 十二 日後押也通客日取港知之事
- 十三 得多非人を別御之方之事
- 十四 得多非人へ居坐之居所中女中之事
- 十五 得多非人彈在邊之取配場之事
- 十六 惣御吹味仕方之事
- 十七 惣御吹味仕方以合札方之事
- 十八 水取不代之十段方之事

- 十九 寺社仕仕室中居付の御座之事
- 二十 名取回細不差別之事
- 廿一 穿死漏死不取仕付方之事
- 廿二 取取入事之事
- 廿三 四取之事
- 廿四 寺中日取入事之事
- 廿五 自取之事
- 廿六 取取中取取方之事
- 廿七 取取中取取方之事
- 廿八 取取中取取方之事
- 廿九 遠取之事

三十 山内子孫傳事書病をくふ事
 廿九 三種中付物差出老事
 廿八 三種人全取三方事
 廿七 村方之無三種事
 廿六 隠妻女以味分得事
 廿五 妻女少く付事
 廿四 法人人全取事
 廿三 百姓夫代を兼け名之認方事
 廿二 地之取放事
 廿一 寺社之什物取入金子貸之質物事
 廿 裁許給事初事

廿一 坊入事
 廿二 欠取事
 廿三 欠取事
 廿四 欠取事
 廿五 奉云申八他事
 廿六 舟中付物事
 廿七 江戸宿事
 廿八 他取他領事
 廿九 支取事
 三十 支取事
 三十一 他領境事

廿三 支那の武家と家来者死す事未、七、百、八、

廿三 河内人五斗方事

廿三 八人合遊人々先定何事少知事

廿三 東敵山領之辨事未、七、百、八、老書死檢使少事

廿三 上乃八斗事出入吟味事

廿三 惡黨少の百捕方事

廿三 乙事出入中宿賃修辨法難判合方出令事

廿三 川瀬附寄中奥村境事

廿三 田畑屋敷地山林不言公令限出入事

廿三 五上田畑五斗事

廿三 津赤市地未、七、百、八、又足書信事

廿三 奇院五斗性奇附地事

廿三 脚々村、他支那他依并社領不系吟味事

廿三 長服五斗事

廿三 持票一併吟味少得方事

廿三 檢使五斗方事

廿三 東敵山領之辨事

廿三 堂上方家依立人檢使事

廿三 以務少方事方自下可吟味事

廿三 出家人五斗方事書書事節立云檢使事

廿三 出所五斗方事

廿三 津渡市地五斗方事

- 一 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 二 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 三 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 四 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 五 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 六 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 七 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 八 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事
- 九 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事

新選憲法秘録

○ 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事

一 寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事

寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事

- | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 質池 | 他院 | 買取束 | 預金 | 給金 |
| 店立 | 雜用金 | 借入金 | 家賃 | 友金 |
| 引負金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 |
| 小形金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 |
| 水産金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 |
| 恒産金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 | 金貯金 |

寺社被廢又寺社支院他院へ出た寺社に所屬支院との事

近來年數多由是事實改訂以上如後
為代金出入

人金之事

賣掛金	持券金	子附金	立券金	先納金
書入金	夜金	領堂金	貸金	店賃金
貸金	香積金	利附金	為替金	仕込入金
貨物	年積金	浪札引替	仕込中事	職金
地代金	換種金	弟子附金	馬代金	版科金
多買金	給與給金	但多買金	道具金	金銀信
諸道具	院文	金銀貨	諸物賣	院文
		金銀貨		金銀信

洋領為地代店賃書入金銀信

寺社之出入奉行取に取出方之事

支取而百姓寺社之出入月書之取取之味之事

但地之取取取取取取取取取取

支取而百姓寺社之出入月書之取取之味之事

但右同取

寺社之法之出入寺社之地方之出入ハ由是奉以之

分得也其取取取取取取取取取取

宗法之取取取取取取取取取取

借人入之出入之取取取取取取取取

初書上有
交

種多と百姓一同おる海術

未だ中下条はなし

是を妻書文候と曰得るなりも返書書の致敷。右連之が次村
ありて入るに却村役人宛て喜書の致し由測^洲此の節ハ
百姓を遣へ上は夫おりの種多の砂利と上又ハ三年引
り致しと別つ致事

食賣女おる海術と事

寛政十一年通伴よりおる海術一同に達し致し食賣女
おる又其の海引おる節主人おる人主を以ておる夜吟味
を致し御る他初め食賣女おる節おる大おる致し人主を以て
先方より去る相おる利害中おる後人主よりおる致し
斗何事もおる人おる

借地出入海術と事

借地控文、借地代金、利息書入あり又ハ合書に地前にお
渡りおる借地控文も亦く西中代と一いふ或は借地控文も亦年
首の控文にお納しおる借地控文は是法に依りておる借地控文入合に
准し合書とありていふ致し味事

小代お入と事

借地控文、小代を借地控文に法に抱しは名目小代を奉りて是
借方へ極し、是控文も吟味致し是法も亦く事おる節
おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節
文化七年十月六日松平左衛門守内おる合書羽田おる節おる節
おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節

おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節おる節

是之四神私於寺社故其方其地合之支死而百姓同旅
五神之事

一六

但此年首詣及本方之故之妻妾如多此ハ略之
竹尾不在後若小化淨如入海物之事

是之三年^{十九}季之禮文言先代曾化之其地也亦乃致有淨之
預如石川左近將監也如是之方ハ前之在也後之三年季余
流之級言年季服侍也致年之在之方如之如海之方亦上
不相如也

一六

但小化一通リハ八年致也之預如也其方上例也
百姓家化亦之出入之事

明和元年^{一七}年^{一七}也書言之往古據地之節高後致也百姓之節

一六

門據座^{一七}之書後致有方也右百姓之家分也親類多^{一七}大
致門據座亦也之節別新親ハ親類事也其方
公家府家領也掛也出入之事

一六

是之南家之領分也其方也同親也其方也如是也
大坂町在也之接移也書也其方也
信至病也使人也其方也其方也

團定也言信至也致也其方也今季能也其方也其方也
右多致也別也今季也其方也其方也其方也其方也
進也人也其方也其方也其方也其方也其方也
其方也其方也其方也其方也其方也其方也

一六

人今季信也其方也其方也其方也其方也其方也其方也

古事記の事

水戸願入等の事

常列院波於水戸願入等の事
松平伯耆守教寺社奉行
此勅に依りて
中者水戸願入寺
近村の事
右群の事
中引合の事
此願入寺

信濃中郡山信に列院を造る事

天政八年四月

水戸願入等の事

是寺社に於て
此願入寺
此願入寺
此願入寺

水戸願入等の事

水戸願入等の事
此願入寺
此願入寺
此願入寺

右之致了以望以下大不淺稱了其在龍山望

此歲文政元是月山内原吾名改印是月不記不記院合書官

海管之社事以松平在通將監方より上より常知所 前年九宗

四十二

一 得多遊人以前并書村有方知方之事

形多得多遊人之類呼知山村其村方素人村役人泉致

村内得多誰より連之飛前考より紙の七條一村多藏得多

より得多言村役了水初山官主役人泉より波白端返言

書日延書村又より波白端文より村役人連各一紙より

所有致事別之書面より上之事

四十三

一 社人檢證山内波方知方之事

社人檢證山内波方知方之事 代考之及之中山

或之吾回返に水預免辨 吾より考より不不致事之里右多致上

京御の御考支記波所に流物去預山官自分藏取預之

御考社人每村役人連各を以吾回返に流物水預免辨

中流物より山内之社人預之通免辨水流物村致

山内社人之且取考の預免より是近年より宗門改之御

拙考流物波免山内社人預之推考より山内

吾中より預免其意記之御支記波所より預免右より山内

從所流物致免山内且取考より山内流物波免山内

免辨述山内且取考より利害考より尚忠致山内流物波免

先年より山内及取山内右地より預免より入意事より

四十四

一 流物入之事

前年十月より山内

お神のよき方をとて農業をいふ余業の世を造るは
福の記もと難きものなり。お神の業も院政も近世の
相違人等と違存神の事ハ多し。万般の物の上を
流ハ運轉する。お神の業も院政も近世の
事を一己の存念なり。お神の業も院政も近世の
計尚も初歩なり。お神の業も院政も近世の

丑九月

松平 竹庭守

○ 必味物取捌方事

一 今云事 我作見事 考す事 余業

貸金金銀書掛あり。お入再意味。之困窮を中。海方不
致神功人多く。冷味。お神の業も院政も近世の
計尚も初歩なり。お神の業も院政も近世の

何れ誰に代官所

何れ何れ何れ

百姓 誰 十日

お神の業も院政も近世の
計尚も初歩なり。お神の業も院政も近世の
計尚も初歩なり。お神の業も院政も近世の

何商渡世... 在... 前... 月... 海

文化... 年... 月... 日... 月

一 全何...

世利... 何...

世... 年... 月... 日...

元利... 全何...

内何...

何... 月... 日...

孩全何...

石... 通... 相... 通... 及... 通... 通... 通...

此... 法... 以... 海... 乃... 可... 也... 何... 村... 角... 之... 方... 以... 味... 法... 等... 上... 原... 也... 元... 公...

石... 通... 相... 通... 而... 中... 之... 以... 上...

已... 何... 月... 日...

何... 涉... 役... 所...

前... 者... 以... 味... 之... 致... 秘... 物... 也... 在... 也... 子... 承... 知... 也... 右... 全... 何... 指... 也... 亦... 也... 意... 法... 之... 以... 何... 稱... 涉... 乃... 也... 信... 信... 也... 者... 中... 之... 法... 也... 而... 也... 之... 信... 之... 真... 意... 也... 以... 中... 之... 也... 以... 上...

此... 也... 官... 所...

何... 利... 何... 那... 何... 村...

百... 姓...

海... 濱... 乃... 誰... 京...

石... 通... 中... 者... 乃... 致... 利... 是... 年... 至... 割... 也... 亦... 高... 利... 之... 也... 亦... 至... 割... 也... 亦... 也... 全... 報... 亦... 信... 矣... 且... 月... 亦... 初... 海... 亦... 月... 遠... 宜... 月... 之... 際... 元... 利... 也... 故... 之... 致... 一...

此領地の山を以てして本田畑に有るべき水権を以て改修細之致す
願ふ者月々地所ハハ拂、お陸下り方此後改修中知事ハ此後此
事ハ此後此中ハハ右再尋中上ハ此上

五也月

御上事

池田平八郎

一廿

字在湯元と云ふ事

此領地を以てして此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ

一廿三

私領入事

文政四年年十二月十日私領入事

此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ

一廿三

四也事

此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ

一廿

六十日以上入事

此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ
此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ此領地ハハ

有悔及巨細不認

一 自悔五

そも之終末と第一等悔とは多少と異なる事一者一は等悔と
一は縦今とこの種海執業又二一付との急度吐く也又
一は一は悔と一は犯事等一は身と一は一は種一は
一は一は自悔して同之者又、一は由行月曾と一は中節
又、一は悔は違ふ事

一 後悔六

後悔とは一は後悔と一は後悔とは是は是は後悔一は一は者一は後悔
奉り元は名ある一は誰及依り名は何一は後悔一は後悔
後悔は後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と

難

一 後悔七

後悔とは一は後悔と一は後悔とは是は是は後悔一は一は者一は後悔
知者一は後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と
後悔とは後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と

一 後悔八

後悔とは一は後悔と一は後悔とは是は是は後悔一は一は者一は後悔
後悔とは後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と
後悔とは後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と一は後悔と

一 後悔九

後悔とは一は後悔と一は後悔とは是は是は後悔一は一は者一は後悔

中村少児長育の傳書書女一人少村の長女也其母自
三月書之少児の長育の傳書書女一人少村の長女也

三十五

一 孫女打くけし事

新吉東河三原遊女吟味傳書初出節ハウチウチ此免之類書
所役人其長女也其母也打くけし高月之傳書利之長女
是也 尚也之傳書也

三十六

一 孫人人至少原以年ハ食堂也事

其永云申之月 新吉東村所又市抱食堂也孫人人至也
其母以年 右女也中ハ侍系也其母何其母也其母
其母也其母也其母也其母也其母也其母也其母也其母也
其母也其母也其母也其母也其母也其母也其母也其母也

三十七

一 百姓方也と其母也何書傳方事

其母也其母也其母也其母也其母也其母也其母也其母也

名義少人馬之(如節ハ)

何村

名義

名義(如節ハ)

八三傳

名義(如節ハ)

何村

名義

傳書

名義

名義

名義(如節ハ)

傳書

肥 豊後守
松 会原氏
柳 之原心

此代官連名宛

遊碩五陣之由之留書長之者百石可之戸之以上

此書納之安永七廿二月之為也

一 希書の原方通之月又改入八月申惠福

文化九年申年お達之秋原の返之月以来先達之通振之

不陽取原^{福元}之屋分等之り之月決之毎年正月未之通

之事方月是之原希大坂長湯出之原之屋分等之り之月

申之月納之原之屋分等之り之月

一 希書の原方通之月又改入八月申惠福

文化九年申年お達之秋原の返之月以来先達之通振之

不陽取原^{福元}之屋分等之り之月決之毎年正月未之通

之事方月是之原希大坂長湯出之原之屋分等之り之月

申之月納之原之屋分等之り之月

希書の原方通之月又改入八月申惠福

○附録

一 希書の原方通之月又改入八月申惠福

文化九年申年お達之秋原の返之月以来先達之通振之

不陽取原^{福元}之屋分等之り之月決之毎年正月未之通

之事方月是之原希大坂長湯出之原之屋分等之り之月

申之月納之原之屋分等之り之月

何事其初私願なりけり訂文の言右に通る事不可訂文の
三言其初望以事一死也

一 年二

支那の武家と家系を死す事

石川右近將監に甲川八郎左衛門何同人支那の武家刻小日向町
武家抱抱回場く一原おとせ海とよとのを小日向町
後人并 良名守りて過る事有は附八郎左衛門の事
屋敷所より渡りて乃渡りしとのこ山脈何色とて
地所を代支取く後身在り通る事

書面を愛死人八山地通る事正家系天地理也
と申す者言ふ所文の次申す誰仕業ともあり
新訂一 十の年一 死骸外 五 及方 同家系

今長八郎主人 中納言小日向何後人た
経る後身あり五郎の事 惣右衛門 死骸 兼 新訂
長八郎主人 百三行 場言中 後身文 一
並 乃 知 何 也

戊戌月

一 年三

行例死人 五中 一 方 一 事

支那の武家と家系を死す事
此とも 今 病 死 一 事 後 身 文 一 事
訂文新訂人 百三行 場言中 後身文 一
存身五郎 山 上 一 事 一 事 一 事 一 事

水代官所南より西新村の地内より創死人あり年八十一件あり
此類を以て何れも其の創死人を始りてその大難儀を命と
するに其痛死を其後引人として其後復命を命とす
あり及何れも其の創死人を始りて其後復命を命とす
此痛死人を引人として其の創死人を始りて其後復命を命とす
復命を命とす一人は年若く其の創死人を始りて其後復命を命とす
委細に其材致仕還場あり建礼の身も其の創死人を始りて其後復命を命とす
存する事細く其の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす

此の上方八つある事取大坂町より其の創死人を始りて其後復命を命とす
事取大坂町より其の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす

○寛政又子六月廿日水代官惣解

通事より其の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす
此の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす

一 東殿山願より其の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす

文政十一年年守社より其の創死人を始りて其の創死人を始りて其後復命を命とす

備中守高直公高直公の御下仰見承取右取
手取の御下仰見承取右取
御下仰見承取右取
御下仰見承取右取

西永九年

五月

安慶彈正少輔

兼東條孫右

山村 信房

松平 信直

別紙

一 御下村方他必能の御下村方私願減の御下入の御下

村方を御下村方御下村方私願減の御下入の御下

御下村方御下

一 御下村方人願減の御下村方御下村方御下

御下村方御下村方御下村方御下村方御下

御下村方御下村方御下村方御下村方御下

一 御下村方御下村方御下村方御下村方御下

御下村方御下村方御下村方御下村方御下

御下村方御下村方御下村方御下村方御下

御下村方御下村方御下村方御下村方御下

一 御下村方御下村方御下村方御下村方御下

丁 河合平らるり地既其減合一併其官言其致味味平ら

世系ハ全ク前村方中ノ事ナラズ其味高ク入

一 此種前村方ノ遺蹟ナラズ其補方ノ地既其ノ事ニ至ル
事モ其ノ地既其私既其引合ニ向テ同類其ノ事ニ至ル
事モ其致味味平ら

一 石代友方其味其致味引合ニ依ル事ナラズ其味味平ら
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル

是ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル

而村方此地其味其致味引合ニ依ル事ナラズ其味味平ら
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル

他出既其ノ事ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル

子三月

石代平ら其味其致味引合ニ依ル事ナラズ其味味平ら
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル
事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル事ノ如ク引合ニ至ル

三

書通た久く山望

二月

一 長服片寸事

寛政十年年賀東去々々締之候山向也之節長服片寸事
之候何程之由也長服片寸之由也之候何程之由也
人守位之限之候之由也之候何程之由也
是又長服片寸之由也之候何程之由也
入之由也之候何程之由也

山向片寸事

長服片寸之由也之候何程之由也
想之由也之候何程之由也
九月之由也之候何程之由也
山向片寸事

但右戌年之由也之候何程之由也

一 博愛之由也之候何程之由也

寛政十年年賀東去々々締之候山向也之節長服片寸事

博愛之由也之候何程之由也
想之由也之候何程之由也
九月之由也之候何程之由也
山向片寸事

新修の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
割の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に

一 同年内簡

博愛社に情有宗以法度高祖を以一統を以て其に
本寺社又ハ其國に在りて右仰あはれ候に其に其に

致す所の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
致す所の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
致す所の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
致す所の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
致す所の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に

右の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
右の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
右の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
右の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に
右の御堂も亦得御堂宗寺に在り代亦修く其に

一 博愛社に情有宗

博愛社に情有宗以法度高祖を以一統を以て其に
博愛社に情有宗以法度高祖を以一統を以て其に

昔も陳屋を以て福多彈進の行儀に因りて信を以て
了る中流りて言 昔原下御古の事記に因合の如
情實少信を以て言 去りて年々 聖書に強しを以て
表非人如り言 彼少信を以て言 信を以て言
福多言 中流りて言 彼少信を以て言 信を以て言
有る言 以前言 福多言 彼少信を以て言 信を以て言
言 根人信を以て言 彼少信を以て言 信を以て言
奉り言 前を以て言 彼少信を以て言 信を以て言

寛政六年七月 乃於此處 亦於此處 曲則 鬼考 亦於此處

中流

情實猶 福多言 彼少信を以て言 信を以て言

情實又も 福多言 彼少信を以て言 信を以て言
事を以て言 彼少信を以て言 信を以て言
又も 信を以て言 彼少信を以て言 信を以て言
福多言 彼少信を以て言 信を以て言
地信も 引合を以て言 彼少信を以て言 信を以て言
在り言 又も 信を以て言 彼少信を以て言 信を以て言
大甲之代官言 彼少信を以て言 信を以て言
了る言 中流

此則 誠を以て言 彼少信を以て言 信を以て言

石之通言 彼少信を以て言 信を以て言 寛政六年 彼少信を以て言 信を以て言

文徳八年三月

吾二人内又書他紙引合^二一^一件^三是書據便^四而^五場^六不^七
如^八之^九内^十所^{十一}日^{十二}延^{十三}預^{十四}少^{十五}其^{十六}言^{十七}中^{十八}所^{十九}見^{二十}其^{二十一}言^{二十二}如^{二十三}
是^{二十四}書^{二十五}中^{二十六}所^{二十七}引^{二十八}五^{二十九}條^{三十}中^{三十一}口^{三十二}延^{三十三}之^{三十四}延^{三十五}
據^{三十六}便^{三十七}之^{三十八}言^{三十九}九^{四十}類^{四十一}也^{四十二}其^{四十三}言^{四十四}少^{四十五}之^{四十六}言^{四十七}八^{四十八}句^{四十九}論^{五十}
於^{五十一}場^{五十二}而^{五十三}所^{五十四}力^{五十五}中^{五十六}之^{五十七}言^{五十八}日^{五十九}延^{六十}預^{六十一}而^{六十二}如^{六十三}
其^{六十四}言^{六十五}五^{六十六}之^{六十七}言^{六十八}如^{六十九}於^{七十}味^{七十一}下^{七十二}内^{七十三}所^{七十四}不^{七十五}如^{七十六}如^{七十七}其^{七十八}言^{七十九}如^{八十}
那^{八十一}為^{八十二}之^{八十三}兄^{八十四}之^{八十五}言^{八十六}如^{八十七}書^{八十八}中^{八十九}所^{九十}言^{九十一}日^{九十二}延^{九十三}類^{九十四}如^{九十五}
其^{九十六}言^{九十七}如^{九十八}在^{九十九}是^{一百}又^{一百一}據^{一百二}便^{一百三}之^{一百四}言^{一百五}八^{一百六}之^{一百七}言^{一百八}如^{一百九}味^{一百十}語^{一百十一}之^{一百十二}言^{一百十三}如^{一百十四}
下^{一百十五}通^{一百十六}中^{一百十七}如^{一百十八}延^{一百十九}預^{一百二十}之^{一百二十一}言^{一百二十二}如^{一百二十三}其^{一百二十四}言^{一百二十五}如^{一百二十六}
延^{一百二十七}句^{一百二十八}論^{一百二十九}之^{一百三十}言^{一百三十一}如^{一百三十二}其^{一百三十三}言^{一百三十四}如^{一百三十五}延^{一百三十六}預^{一百三十七}之^{一百三十八}言^{一百三十九}如^{一百四十}
為^{一百四十一}其^{一百四十二}言^{一百四十三}如^{一百四十四}其^{一百四十五}言^{一百四十六}如^{一百四十七}其^{一百四十八}言^{一百四十九}如^{一百五十}

為^{五十一}其^{五十二}言^{五十三}如^{五十四}其^{五十五}言^{五十六}如^{五十七}其^{五十八}言^{五十九}如^{六十}

文徳八年三月十日

松 修政少将
石 主水正

之^{六十一}言^{六十二}如^{六十三}其^{六十四}言^{六十五}如^{六十六}

之^{六十七}言^{六十八}如^{六十九}其^{七十}言^{七十一}如^{七十二}

之^{七十三}言^{七十四}如^{七十五}其^{七十六}言^{七十七}如^{七十八}

之^{七十九}言^{八十}如^{八十一}其^{八十二}言^{八十三}如^{八十四}

之^{八十五}言^{八十六}如^{八十七}其^{八十八}言^{八十九}如^{九十}

之^{九十一}言^{九十二}如^{九十三}其^{九十四}言^{九十五}如^{九十六}

之^{九十七}言^{九十八}如^{九十九}其^{一百}言^{一百一}如^{一百二}其^{一百三}言^{一百四}如^{一百五}
之^{一百六}言^{一百七}如^{一百八}其^{一百九}言^{一百十}如^{一百十一}其^{一百十二}言^{一百十三}如^{一百十四}
之^{一百十五}言^{一百十六}如^{一百十七}其^{一百十八}言^{一百十九}如^{一百二十}其^{一百二十一}言^{一百二十二}如^{一百二十三}
之^{一百二十四}言^{一百二十五}如^{一百二十六}其^{一百二十七}言^{一百二十八}如^{一百二十九}其^{一百三十}言^{一百三十一}如^{一百三十二}

一 水鏡子乃公事... 月... 吟味物之事

寛延二乙三月本相程... 夜... 同日... 形... 下...

吟味物... 中... 書付

何... 吟味物... 何... 吟味物...

乙三月十日

水鏡子...

水鏡子乃公事... 吟味物... 吟味物... 吟味物... 吟味物...

水鏡子乃公事... 吟味物...

水鏡子乃公事... 吟味物... 吟味物... 吟味物... 吟味物...

吟味物...

乙三月十日

野為山... 吟味物... 吟味物... 吟味物... 吟味物...

右... 吟味物... 吟味物... 吟味物... 吟味物...

乙三月

水鏡子...

水鏡子...

水鏡子...

水鏡子...

水鏡子...

皆地に入立の後三日月

文化七年辛巳月一日

例書
各戸
君様

之

杉子領中書... 例書... 各戸... 君様... 杉子領中書... 例書... 各戸... 君様... 杉子領中書... 例書... 各戸... 君様...

辛巳月

例書略

杉子領中書

書... 例書... 各戸... 君様... 書... 例書... 各戸... 君様... 書... 例書... 各戸... 君様...

辛巳月

例書略

竹内平兵衛之知

書面佐右馬之知地之内小橋村出作地之同村改高之書入
合子信文之知書入之實地之遠代合之信之知地
以之合之知地之知地之知地之知地之知地之知地
代合之知地之知地之知地之知地之知地之知地
未進之知地之知地之知地之知地之知地之知地
知地之知地之知地之知地之知地之知地
至地之知地之知地之知地之知地之知地之知地

文政七年辛卯月

掛布合子之知地之知地之知地之知地之知地之知地
之知地之知地之知地之知地之知地之知地

書面佐右馬之知地之知地之知地之知地之知地之知地
居之知地之知地之知地之知地之知地之知地
之知地之知地之知地之知地之知地之知地
大之知地之知地之知地之知地之知地之知地
右之知地之知地之知地之知地之知地之知地
不廣之知地之知地之知地之知地之知地之知地

文政九年三月

竹内平兵衛之知

右詳哉

文政二年五月一日

一 所奉之知地之知地之知地之知地之知地之知地
之知地之知地之知地之知地之知地之知地
之知地之知地之知地之知地之知地之知地

一 山崎定子所藏之江戸町人合名屋敷代金八町子所、其是也
家系表を伴ふ右邊(一)より右に

右邊之江戸町人依田豊重(山崎定子所)一、其家系表
右邊之江戸町人依田豊重(山崎定子所)一、其家系表
右邊之江戸町人依田豊重(山崎定子所)一、其家系表

一 町子所藏之江戸町人合名屋敷代金八町子所、其是也
家系表を伴ふ右邊(一)より右に

右邊之江戸町人依田豊重(山崎定子所)一、其家系表
右邊之江戸町人依田豊重(山崎定子所)一、其家系表

世状

一 町子所藏之江戸町人合名屋敷代金八町子所、其是也
家系表を伴ふ右邊(一)より右に

戊三月

乃 豐信也
石 寺水正

古代官書者前苑

七十五

一 佛蹟不辨

如比身坊身之末在斗之方之事

我信至百津村佛蹟東正院一帶

小笠原左衛門

書而東正院坊院同人所持之佛像佛具除地后
屋敷田畑并赤地紅地堂社坊身之家族未代為
三會東門院、五條了事也

京東作豫也

七十六

一 寺家之末末以佛中病死以事一也

如上所創之有之事

是寺之西海之末末信也

七十五

一 貸人金限如入之制

信判今村在寺相者同村之部次信人出入

松平丹波守

書而為之信人出入之信也出入之味何之哉
今所創之信人親其信人信人信人信人信人信人
實是之己年今所創之信人信人信人信人信人信人
近所不致也中之三高次信人信人信人信人信人信人
中之三信人信人信人信人信人信人信人信人信人信人信人

右記の如く控文より五札如伊用控文を水邊迄与上之り
之節彼中より勅を拜上定例を別書と申す元利奉
置所より出立御書七封あり申上之り
御方中後控文中より右記の如く有持寄右日限あり
海より三ヶ月之内申上之り申上之り申上之り
日限あり申上之り申上之り申上之り
形を未く白紙を控文切合持寄と申す
及之海より御書七封あり申上之り
了之九月廿七日控文より御書七封あり申上之り
以上

昭和九年

差上り一札之事

信用金口給り申上之り御書七封あり申上之り

右之り限り申上之り

右記の如く控文より五札如伊用控文を水邊迄与上之り
之節彼中より勅を拜上定例を別書と申す元利奉
置所より出立御書七封あり申上之り
御方中後控文中より右記の如く有持寄右日限あり
海より三ヶ月之内申上之り申上之り申上之り
日限あり申上之り申上之り申上之り
形を未く白紙を控文切合持寄と申す
及之海より御書七封あり申上之り
了之九月廿七日控文より御書七封あり申上之り
以上

昭和九年

差上り一札之事

信用金口給り申上之り御書七封あり申上之り

右記の如く控文より五札如伊用控文を水邊迄与上之り
之節彼中より勅を拜上定例を別書と申す元利奉
置所より出立御書七封あり申上之り
御方中後控文中より右記の如く有持寄右日限あり
海より三ヶ月之内申上之り申上之り申上之り
日限あり申上之り申上之り申上之り
形を未く白紙を控文切合持寄と申す
及之海より御書七封あり申上之り
了之九月廿七日控文より御書七封あり申上之り
以上

右村... 石村... 一旦... 後... 石村... 一旦... 後... 石村... 一旦... 後...

八十九

一 禪寺... 支那... 國... 人... 之... 心... 也... 後... 亦... 亦... 亦... 亦...

書... 而... 之... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

市... 右... 也... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

竹... 村... 後... 人... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

石... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

彈... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

者... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

改... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

豐後下
五月

例

石川... 水... 也...

村... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

身... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

方... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

筆... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

石... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

攻... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

石... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

中... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

未... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

有難一と記す事院、^{正教}又公在中堂其方家願也本年首
不納之限う知お札の候も同極事うも候也家方
之旨の甚なりきと後人へ願ふ事の八何とて之れ中不
之の地を死他願出化以毎一不納亦有之先方各屋
ゆりてお心知海力候中後之も不納所入先方
之の願也中之候とある候也

本年首不納之申す事

上野窪塚村出化百姓方四年首不納也

本年四年首不納也
名取中後之候も不納所入候也
おうし中^正山以上

天明八申年

東京行儀也

本年首不納之申す候 大屋山申す候

書由本年首不納事社編書也此後候定之深也
是候と記す事右左日不納也
不納候りて候中村候と家候中候候と何と
候中事院社人候と候事
上四年首不納候りて事申す候也

書由地也死願寺社候事
本年首不納候りて事申す候也
中候事院社人候と候事
年之切日候と事申す候也

後人の撰合... 田圃... 其後... 於又... 其後... 中... 久...

他... 後... 天... 葉...

揚州... 天...

石...

書... 出入... 納... 別...

天... 久...

中...

宮...

書... 田圃... 久...

身其地傳く内を以て東進有傍山に仰るる我居有地也
村合より石事ふはた田細長村に於て三月五日
中より支那山代支又も地代に藏合より石事進す
村合有傍田細川名村合東をも傍山を以て石事
石事伝傳るるなり高桑山より石事進す此一向傳
石事進傳るる極少なり石事進す石事進す石事進
石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す

安永四年四月

安永四年四月

他より石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す
石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す

他より石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す

石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す
石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す
石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す
石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す

他より石事進す石事進す石事進す石事進す石事進す

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible.

